平成22年3月30日

本 部 各 部 課 長 各 警 察 署 長

項	目コ	J	K	Α		0)	9)	()	2	4
保	保 存 期 間				30年								
廃	棄年	月	F	Ŧ	成	5	2	年	3	月	3	0	Ħ
担	当		係	兌	<u>.</u>	討	F	更	1	亲	F	ŀ	系

三重県警察本部長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要綱の制 定について (例規通達)

> 対号 交通事故等による死亡者に係る運転免許 証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制 定について(例規通達・平成10年2月13 日(運)第2号(各課合同))

警察が行う被害者対策については、三重県警察被害者対策要綱の制定について(例規通達・平成9年7月1日(務)第23号)により推進しているところであるが、同要綱の趣旨を踏まえ、交通事故等によって死亡した者の遺族の感情等に配意し、当該死亡者に対する更新連絡書等の発送停止の徹底を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要綱

1 制定の趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証(以下「免許証」という。)の更新連絡書等(以下「更新連絡書等」という。)を送付することにより、警察に対する不信感を生じさせることのないよう被害者対策の一環として、更新連絡書等の発送停止措置を徹底することとしたものである。

2 発送停止対象者

- (1) 警察において死体を取り扱った次に掲げる者のうち、身元が確認できたもの
 - ア 交通事故により死亡した者
 - イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者
 - ウ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
 - エ その他アからウまでの事由以外で死亡した者
- (2) (1)の場合のほか、警察業務の遂行過程において、死亡及び身元の確認を行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの
- 3 発送停止対象文書
- (1) 更新連絡書(道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第3項の規定に基づく 書面をいう。)
- (2) 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの
- (3) 累積点数通知書(自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項 第3号の規定に基づく書面をいう。)

4 措置要領

- (1) 発送停止対象者を取り扱った場合の措置
 - ア 警察本部の課又は隊(以下「本部担当課等」という。)における措置 発送停止対象者を取り扱った場合は、人定事項を確認し、死亡者通報連絡票(別記様式 1)により、交通部運転免許センター運転免許管理課(以下「運転免許管理課」という。)

イ 警察署における措置

へ通報するものとする。

- (ア) 交通第一課又は交通課(以下単に「交通課」という。)以外の課(係)において発送 停止対象者を取り扱った場合は、人定事項を確認し、死亡者通報連絡票を作成して交通 課へ提出するものとする。
- (イ) 交通課は、発送停止対象者を取り扱い、人定事項を確認し、死亡者通報連絡票を作成 した場合又は前記(ア)の提出を受けた場合は、記載事項を確認するとともに免許証照会 を行った結果、運転免許を有するものについて免許証照会結果(照会年月日、免許証番 号、交付年月日及び照会番号)を記載し、当該死亡者通報連絡票により、運転免許管理

課へ通報するものとする。

(2) 運転免許管理課における措置

ア 発送停止対象者の確認

本部担当課等から前記(1)アの通報を受けた場合は、通報に係る発送停止対象者の免許 証照会を行い、運転免許の有無を確認し、また、警察署から前記(1)イの通報を受けた場 合についても通報に係る発送停止対象者について再度免許証照会を行い、運転免許の有無 を再確認するものとする。

イ 住所地を管轄する公安委員会への通報等

- (ア) 本部担当課等及び警察署から通報を受けた発送停止対象者の住所(居所)地が、他の 都道府県公安委員会が管轄する区域であることが判明した場合は、速やかに当該公安委 員会に通報するものとする。
- (4) 他の都道府県公安委員会から発送停止対象者に関する通報があった場合は、三重県公安委員会交付に係る免許証を保有しているかを確認するものとする。
- ウ 運転者管理システムの違反外処分登録並びに必要書類の作成及び保存
- (ア) 通報を受けた発送停止対象者のうち運転免許を有するもの(以下「発送停止該当者」 という。)については、警察庁の運転者管理システムに関し、免許データについて違反 外処分登録を行うものとする。
- (イ) 発送停止該当者の免許データは、後日、警察業務上必要となることが考えられるため、 照会に関する必要書類を作成して、以後の照会業務に備えるものとする。
- (ウ) 必要書類については、6年間保存するものとする。
- (3) 発送停止対象者に準じる者の措置要領

警察において死亡及び身元の確認を行っていない者が、免許証を受けていたという事実及 び死亡したという事実に関する情報の提供を遺族から受けた場合には、遺族の意向を考慮し て発送停止対象者と同様の措置をとるものとする。この場合において、遺族等から免許証の 返納があったときは、返納を届け出た者から運転免許証返納届(別記様式2)を提出させ、 記載事項を確認し、死亡者通報連絡票に添付すること。

5 発送停止該当者リストの作成及び保管

運転免許管理課において取り扱った発送停止該当者については、発送停止該当者リストを 毎月作成し、保管するものとする。

6 通報連絡体制の確立

本措置の円滑な推進等を図るため、本部担当課等の次長及び副隊長並びに各警察署交通第一課長又は交通課長を通報連絡責任者に指定し、相互の連携を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

死 亡 者 通 報 連 絡 票

年 月 日

運転免許管理課長 殿

課 (隊)・警察署長 (通報連絡責任者)

死亡原因	①交通事故 ②交通事故以外の過失事件 ③殺人、傷害致死事件 ④上記①~③以外 ⑤その他(
本(国)籍	
住(居)所	
まり がな 氏 名	
生年月日	性别男女
措置	1 免許証照会結果 照会年月日 免許証番号 交付年月日 照会番号 2 通報措置 運転免許管理課の通報 年月日 3 運転免許管理課の措置結果 違反外処分登録 作月日 4 その他

- 注1 免許証が返納された場合は、その免許証を本籍から生年月日までの欄上へ直接複写することができる。その場合は、措置欄の1を省略できる。
 - 2 各欄について、不明の場合はその旨を記載し、死亡未確認の場合は、死亡原因欄のその他()にその旨を記載すること。
 - 3 措置欄には、各所属において措置した内容を記載すること。

運 転 免 許 証 返 納 届

					年	月	日
三重県公安委員会	殿						
		届出者 住所 氏名 続柄					印
下記の者は、	年	月	日に列	E亡し	たため	運転免	許証を
返納します。							
死亡理由 ・ 病気		その他()
 返 納 	」す	る運転	云 免	許	証		
住 所							
氏 名							
生年月日		年		月		日	
免許証番号							